

徳島県土木施設アドプト支援事業運営要綱

(活動の目的)

第1 この事業は、徳島県が管理する道路、河川、公園、港湾等の土木施設に対するアドプト・プログラムに参加するボランティア団体を支援することで、県民と協働して土木施設の清掃美化に取り組み、もって美しい町づくり、それを誇りに思う郷土愛や土木施設への愛着心を醸成するとともに、コミュニティのつながりを深めることを目的とする。

(参加資格)

第2 このアドプト・プログラムに参加する者（以下「参加者」という。）は、徳島県内に所在地を有する団体又は企業とする。

(参加手続き)

第3 参加者は、別に定める届出書により、次の事項を県の土木施設管理者（以下「施設管理者」という。）に届出するものとし、変更があった場合も同様とする。

(1) 団体（企業）名、代表者及び構成者に関する事項

(2) 清掃美化活動を行う区域等

2 清掃美化活動を行う区域等は、施設管理者が定めた基準の範囲で、施設管理者と参加者において協議し決定する。

3 参加者は、確認事項等について、別に定めるアドプト・プログラムに関する覚書を施設管理者と交換するものとする。

4 参加者は、前項の覚書を更新しようとするときは、第1項の届出書を3月10日までに施設管理者に提出するものとする。

(参加者の活動)

第4 参加者は、施設管理者と協議し決定した区域等で、年間最低3回の清掃美化活動を行うものとする。

2 参加者の活動により回収したゴミは、活動する場所に応じた分別方法に従って処理する。

3 参加者は、清掃美化活動とあわせて、チラシ配布などのPR活動、イベント開催、その他の目的を持つ活動を行ってはならない。

4 参加者は、清掃美化活動を行う場合は、第6に掲げる安全基準の確認を行い、安全確保に努めるものとする。

(年間活動計画書及び実施状況報告書等)

第5 参加者は、施設管理者と覚書を交換した後、すみやかに年間活動計画書を施設管理者に提出するものとする。

2 参加者は、当該年度の活動状況を実施状況報告書により、毎年3月末までに施設管理者に報告するものとする。

(安全の確保)

第6 参加者は、安全確保について責任を持って対処することとし、活動に際しては安全対策、事故防止対策等を講じるものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者又は監督者が参加しなければならない。

(県の支援内容)

第7 県は、参加者の活動に対し、次の支援を行うことができる。

- (1) 覚書に記載された活動区域等に、参加者の名称を示す共通ロゴマークの入った看板の設置
- (2) 活動に係る保険（傷害保険、賠償責任保険）の加入
- (3) ゴミ袋及び簡易な清掃道具の提供
- (4) 草花の種苗の提供

(覚書の解除)

第8 施設管理者は、参加者がこの要綱に従わないとき、他の参加者の活動に迷惑を及ぼす恐れがあるなどアドプト・プログラムの運営に支障をきたすときには、覚書を解除するものとする。

(事務局)

第9 この事業の運営に係る統括的事務は県土整備部県土整備政策課が、その他の事務は土木施設を所管する県土整備部各課、東部県土整備局及び各総合県民局県土整備部が行う。

(その他)

第10 この要綱に定めがない事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。